

# 令和8年4月1日申請分から使用料が変わります

いつも当施設をご利用いただきありがとうございます。

条例改正により、**令和8年4月1日申請分から**使用料が変わります。

なお、**令和8年3月31日までに申請書をご提出いただいた場合は、4月以降のご利用についても改正前の料金**となります。

## 柴田町農村環境改善センター

### 改正前

#### 1 各室使用料

	室名	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
農村環境改善センター	多目的ホール	1,780	1,890	2,410
	農事研修室	630	730	840
	料理実習室	1,260	1,360	1,570
	農村生活改善実習室	630	730	840
	小会議室	630	730	840

### 改正後

午前	午後	夜間
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
2,140	2,270	2,900
760	880	1,010
1,520	1,640	1,890
760	880	1,010
760	880	1,010

★ 3月31日までに申請した分は改正前料金です。

**4月から申請した分は改正後料金**になります。